

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
〔措置法第40条第1項関係〕 （人格のない社団等に対する贈与等） 3 （省略） （1）当該譲渡が、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「措令」という。）第25条の17第7項各号（第4号及び5号を除く。）に掲げるいずれかの場合に該当する事情によりやむを得ず行われたものであること。 （2）（省略） 〔措令第25条の17第2項第1号関係〕 （公益の増進に著しく寄与するかどうかの判定） 8 （省略） （1）（省略） （2）（省略） （3）（省略） （注）（省略） 1 （省略） 2 （省略） 3 医療法人（民法第34条の規定により設立された法人で医療保健業を営むものを含む。） <u>租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）第1号に規定するイからハまでの要件</u> 参考 <u>租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準第1号</u> <u>その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。</u> イ <u>社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）及び健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報</u>	〔措置法第40条第1項関係〕 （人格のない社団等に対する贈与等） 3 （同左） （1）当該譲渡が、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「措令」という。）第25条の17第7項各号（第4号を除く。）に掲げるいずれかの場合に該当する事情によりやむを得ず行われたものであること。 （2）（同左） 〔措令第25条の17第2項第1号関係〕 （公益の増進に著しく寄与するかどうかの判定） 8 （同左） （1）（同左） （2）（同左） （3）（同左） （注）（同左） 1 （同左） 2 （同左） 3 医療法人（民法第34条の規定により設立された法人で医療保健業を営むものを含む。） <u>医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35第1項第3号に規定するイからハまでの要件</u> 参考 <u>医療法施行規則第30条の35第1項第3号</u> <u>当該医療法人の業務について、次に掲げる要件を満たすものであること。</u> イ <u>社会保険診療に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額の概ね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）の合計額が、全収入金額の100分の80を超えるものであること。</u> ロ <u>自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されるものであること。</u>

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<u>酬と同一の基準によっている場合に限る。）の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。</u> ロ <u>自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。</u> ハ <u>医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。</u>	ハ <u>医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額は、医師、看護婦等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。</u>